

## 委託ガイドラインの検討結果の報告と今後の進め方について

### ■経過のおさらい

- 市民活動推進委員会において、行政側も市民側も使いやすい委託の制度が必要であるとの議論の中で、鯖江市の提案公募型委託制度に捉われず（H27年に市長から提案があったのがきっかけ）、より実効性をみこめる「委託ガイドライン」の検討を進めてきた。
- 委託ガイドラインは、随意契約を担保し、かつ自由度や迅速性が期待できる制度として研究を進め、具体的な制度設計を行ってきたが、市民活動団体を優遇することを定めたガイドラインは、法務専門監から法的な観点から違法と判断された。
- 「市民団体と企業を比較したときに、団体を優遇する」、「随意契約の担保となる」といった内容のガイドラインはNGであるため、方向性の再検討が必要となった。

### ■委託ガイドライン検討の結果報告

- ✚ 当初想定していた、市民活動団体に対して委託をしやすくする委託ガイドラインは下記の2つの理由により困難であると結論づけた。

**理由1**：自治体の契約に関しては、過去の判例から公正の確保、経済性の確保、参加の機会の均等という3つの要請が求められることは明らかであり、市民活動団体に対して随意契約を担保する制度（ガイドライン）は法的な観点からも違法である。

**理由2**：理由1の状況から、他自治体の委託ガイドラインの事例をみても、契約の実効性（随契の担保・自由度・迅速性）のあるガイドラインは未だ存在しない。（下表を参照）

### 委託ガイドラインに関する代表的な3自治体の事例

	宮城県	大阪府箕面市	奈良県生駒市
内容	委員会で認定されたNPO団体に限定して2号随契による委託契約ができる。	法人格の有無を問わず、基準をクリアする団体は、50万円以下の契約は1号随契で選定できる。	随契ガイドラインの2号随契に、市民団体であることも一つの理由として記載している。
実行性の不足	年に1回開催される委員会でモデル事業と選定された場合に、それを根拠として委託するため自由度・迅速性に欠ける。	ガイドラインは存在するものの、過去に監査から指摘を受け、運用は行っていないため、実効性に欠ける。	実際にはその団体でなければならぬ明確な理由が求められるため、無条件に委託できるものではないため、実効性に欠ける。

裏面に続く

## ■代替案の検討：つながる鎌倉エール事業の存在

- 鎌倉市では“委託”ではないが、市民団体に対して、補助金・負担金を交付する「つながる鎌倉エール事業」を令和4年度から開始しており、令和6年度からは新コースとして、団体支援の補助金コースも立ち上げる予定。
- 本市のエール事業を通じたストーリーでは、『スタートアップ（団体の立ち上げ）→新コース（団体の自立）⇒協働 or 委託』という流れを描いている。
- この点において、エール事業から各課独自の協働・委託へジャンプアップする際の意識啓発（市民団体を契約・協働の候補の俎上にあげること）が必要であることから、委託ガイドラインの方向性を、「職員及び団体の意識啓発」を目的とすることに変更する。

## ■委託ガイドラインの代替案の検討：市民活動推進委員会委員による議論

- 随意契約の担保となる委託ガイドラインでないにしても、職員に対し、市民活動団体へ積極的に委託することを検討させることが重要。
- 市民活動団体にも得意とする領域があり、契約の相手先としてなりえることが職員に周知されていない。市民活動団体を優遇するのではなく、一般企業と同じ土俵に立たせることを目的とした、理念的なガイドラインが必要。
- 一方で、市民活動団体側の視点としては、ガイドラインに沿って市の事業を受注するための手法をまとめ、団体の成長も促したい。

## ★ガイドラインに代わる代替案の目的の設定

- ✚ 市民活動推進委員会や庁内検討委員会の議論を踏まえ、委託ガイドラインを策定する目的を『市民活動団体への発注機会を増やすための職員の意識改革を促し、具体的な契約方法を周知する』、『受注機会を増やすために、団体側が市からの受注を受けるための手法や流れなどを周知する』に修正。
- ✚ この目的の場合、必ずしも「委託ガイドライン」を策定する必要はなく、実効性をもたせるためにはむしろ簡易的な手法を用いて、職員及び市民に働きかけていくことのほうが重要であると考え、下記のとおりとする。

### 【職員による発注機会拡大の観点】

#### ①職員の意識改革を促すための周知資料を作成する

資料（チラシ・パンフレットのものをイメージ）を作成し、掲示板やモニタリングメッセージ、毎年実施する職員研修などで積極的に周知し、職員の意識改革を図る。

#### ②市民活動団体の契約先リストを作成する

市内の市民活動団体の実績や活動地域、得意とする領域などをまとめたリストを作成し、①とともに職員に周知することで、そもそも一般企業と比べて、契約先の俎上にあがらない市民活動団体を、一般企業と同じ土俵に立たせる。

**【市民活動団体の受注機会の拡大の観点】**

**③市民活動団体向けにHPや周知資料を整備する**

市民活動団体が、市の契約を受注するためには一定のルールに従って手続きを踏む必要がある。特に、神奈川県の入札登録などが代表例であり、このような重要なポイントをHPやSNS等を用いて積極的に周知する。

※なお、上記の取組に関しては、職員を対象に実施する協働研修において、職員が抱く市民団体との協働や委託に対する課題感、その理由をアンケート等にて聞き出し、効果的な内容を検討していきます。

以上